

WEEKLY REPORT



創立/1986年2月19日 (会長)村山 圭治 (副会長)神原 一久 (幹事)中島二三男
 例会場/〒171-8505 東京都豊島区西池袋1-6-1 ホテルメトロポリタン TEL 03-3980-1111
 事務所/〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-14-101 TEL 03-3985-7577 FAX 03-3590-6644
 HP http://www.toshimah-rc.jp E-mail info@toshimah-rc.jp

2015～2016 年度会長方針 「今年度は 30 周年です。一回でも多くの奉仕活動に参加しましょう。」

第 1393 回例会

2015 年 9 月 30 日

本日のプログラム

例 会 12:30～13:30
 卓 話 細田新子会員

次回のプログラム

理 事 会 11:15～12:00
 例 会 12:30～13:30
 卓 話
 米山学友 チャーリー・フォン ゾルムス氏
 地区米山奨学委員会副委員長 田島幸男氏
 紹介者 時友雅行会員

今月のソングリーダー 佐藤美枝子会員

前回の例会報告 2015 年 9 月 16 日

幹 事 報 告

- ①第1回北分区分研修会のご案内 参加の方は今日まで
 10月9日(金) 15時～ 日暮里のホテルラングウッド
 講演「ポールハリスと米山梅吉翁」
- ②2015-16年度RI第2580地区北分区分インターシティーミーティング(合同例会)
 11月10日(火) 14時30分～ ホテルラングウッド
 当クラブ11月11日(水)の振替となる9月28日までに返事を
- ③第28回全国ローターアクト研修会並びに第13回アジア太平洋ローターアクト会議登録のお知らせ
 2016年3月18日(金)～21日(月)
 グランドプリンスホテル京都
 興味のある方はご参加を 9月28日まで
- ④第2回職業奉仕セミナーのお知らせ
 11月24日(火) 15時～ ハイアットリージェンシー
 「渋沢栄一の今日的役割を考える」
 公開講座の為多くのメンバーの参加を歓迎 11月9日まで
- ⑤東京浅草ロータリークラブ創立30周年記念事業の案内
 11月4日(水) 稲川30周年記念事業委員長に行ってください
- ⑥韓国第3650地区プロジェクトのご紹介
- ⑦「ロータリーの友」英語版及び国際ロータリー出版物日本語版の注文案内が来ている
- ⑧スケジュールの変更について
 11月4日のクラブフォーラム②を10月28日に持ってきて
 30周年記念事業の途中経過を稲川委員長からお話しいただく
 11月4日は10月28日の会員卓話とする
- ⑨クールビズは9月末までとして、10月からはネクタイ着用とする。近々文書を出す。
- ⑩その他
 今日からベラフローラの会の歌の練習が例会後の会場で始まります。月に2回の練習で30周年に向けて台湾の国歌等の練習を行いますのでご理解とご協力をお願いします。
 (鈴木基金委員会)
- ①稲川委員長から出ている豊球会・火曜会合同ゴルフ大会の補助金申請について承認された。
- ②鈴木基金9月の状況について説明があり承認された。

「お詫びと訂正」

9月16日のWEEKLY REPORTにおける財務委員会の議事録について、最後の「全員異議なく承認された。」の部分を以下のようにお詫び方々訂正いたします。
 「若干の意見はあったが、大多数の賛成により承認された。」

10月の例会スケジュール

10月7日[1394]

理 事 会 11:15～12:00
 例 会 12:30～13:30
 卓 話
 米山学友 チャーリー・フォン ゾルムス氏
 地区米山奨学委員会副委員長 田島幸男氏
 紹介者 時友雅行会員

10月14日[1395]

例 会 12:30～13:30
 ガバナー公式訪問事前打合せ
 青少年奉仕情報第13号の報告
 高橋努務青少年奉仕委員長

10月21日[1396]

ガバナー公式訪問
 会長・幹事との打合せ 10:30～11:15
 クラブ協議会③ 11:15～12:15
 例 会 12:30～13:30

10月28日[1397]

例 会 12:30～13:30
 クラブフォーラム②

■ゲスト

台北東海RC

莊 月清様

■出席報告

会 員	出席参加 会員数	出席数	欠席数	出席率	9月2日分 修正出席率
31 名	29 名	25 名	4 名	86.21%	89.66%

「一つの中国」政策と台湾の国際法的な地位

台北東海ロータリークラブ 元会長 莊 月清氏



【莊 月清（リチャード・ソウ）氏の略歴】

リチャード・ソウ氏は1948年台湾台北に生まれ
 1983年 米カリフォルニア州弁護士資格取得
 1986年 米カリフォルニア大学（Berkeley）法学博士
 取得、1987年から台北ツァア&ツァイ国際法律事務所
 シニアカウンセルを担当する。2002-2003年台北東海
 ロータリークラブ8代目会長。

中華民国（1911年、南京）と中華人民共和国（1949年、北京）、いずれも自分は中国唯一の合法政府と主張している。即ち、両政府とも、「一つの中国」を原則の下に、台湾（澎湖を含む。以下、同じである）は中国の一部の政策をとっている。

日本は1972年までに中華民国が中国唯一の合法政府であると認めていた。1949年から1972年まで同じ立場を示した国は、一番多いときは67ヶ国にも及んだ。現在はわずか22ヶ国しかなくなった。

でも、台湾の主権は、国際法からみて、実はその帰属はまだ定かではない。

台湾の主権は1895年下関条約により日本に割与された。1941年真珠湾事件で、米、英、中は日本に宣戦布告し、1943年にカイロ宣言で中国から奪った領土の返還、1945年ポツダム宣言で、日本にカイロ宣言の内容すべて受入れ、実現するのを求めた。日本はすべての条件を受入れたため、中華民国はそれ以来台湾主権が自分に戻したと主張した。しかし、日本はサンフランシスコ条約と日華和平条約により台湾主権の放棄をしたが、中華民国に対して、台湾の主権を譲与することはない。

これに関し、中華人民共和国は1949年以降中華民国すべての権益を承継し、1972年の日中共同声明で「…中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する…」と発表した。

中華人民共和国は、国交を有する国々に台湾が中国の一部である旨を積極的に承認することを求めたが、すべての国はそれに同意したわけでもない。例えば、米は「認識する（Acknowledge）」、日本は「十分理解し、尊重」の言葉を使った。カナダは五つの理由を挙げその要求を断わった。

1. 台湾はカナダの領土ではない。カナダは台湾主権の帰属に同意する権利がない。
2. 国際法上カナダは全く関係のない台湾の主権帰属に同意する権利又は義務を有しない。

3. 台湾の中国主権帰属を認めても実際に法的効果はない。カナダの国民や飛行機は台湾に入国する際、台湾に許可を申請することになる。
4. 条約により台湾帰属を認めると、条約履行義務の原則から、カナダは台湾を占領し、中国に引き渡さなければならないことになり、実におかしいことである。

5. 台湾は中国の一部であれば、北京政府は改めて各国の承認を求める必要はない。

結局、カナダは気づく（take note of）の言葉で回答し、中国もそれを受け入れた。

後に1972年ニクソン大統領等の訪中で、上海コミュニケが発表され、米は台湾海峡両側の中国人は台湾が中国の一部と認めるのを認識したと表明した。これに対し、中国は中華人民共和国が中国唯一の合法政府で、「一中一台」、「二つの中国」、「台湾独立」、及び台湾地位未定論等の言動に断固反対すると示した。

国際法上、日本の降伏声明等は台湾領土の主権を変更できない。池田総理大臣は、サンフランシスコ条約における放棄というのは、国連への放棄で、客観的に国連はまだ台湾主権を引き継ぐ国を確定していないと日本衆議院で（S39.2.29）説明した。

また、米ダレス国務長官は英イギリス大使との会談で、日本は条約により台湾に対する主権を放棄したが、台湾公民の意思を聞かずに共産国家に譲渡すべきではないと述べた。台湾関係法の立法に携わったLester Wolf氏は後に、同法の狙いは台湾人民が自分の運命を自決する、の支持にあると示した。クリントン大統領も台湾海峡兩岸の対話は平和で、及び台湾人民の同意が必要であると表明し、強調した。

台湾の民主進歩党は、台湾は既に主権独立の国で、現状変動は台湾国民全体の公民投票により決めるべきと主張している。これは、民族自決の国際法理にも、アメリカの政策にも符合する。ただ、中国の圧力で、台湾の国際地位は不明確なままの状態である。



卓話者リチャード・莊様を囲み歓迎夕食会

ニコニコBOX



渡辺会員／久々の例会の出席です。近隣クラブへのメーキャップばかりでした。他のクラブの会員減少もヒドイですね。

細田会員／社会奉仕委員会のワンコイン募金を9月から実施しております。皆様ご協力の程よろしく願いいたします。しかしながら、細田は13:00より所用のため早退させていただきます。申し訳ございません。

滝澤会員／昨日、免許証の高齢者講習、好成绩にて終ることが出来ました。この調子でもう少し、頑張りたいと思います。